

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

浦安市長

## 公表日

令和8年2月6日

[令和7年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。          ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村に対し接種記録の照会・提供を行う。          ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">[ 10万人以上30万人未満 ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種対象者抽出</li> <li>・予防接種情報等の登録</li> <li>・予防接種記録の照会</li> <li>・集計、出力、統計</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 統合連携DBサーバ )</p>
システム3	
①システムの名称	統合連携DBサーバ
②システムの機能	宛名システムから提供された宛名データを庁内の他の業務システムに連携されるための機能
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う機能。</li> <li>・統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 中間サーバーGW、統合連携DBサーバ )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバーGW
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーとの連携時における各業務宛名番号から団体内統合宛名番号へ変換する機能。</li> <li>②文字コードを変換する機能。</li> <li>③中間サーバーとの通信監理及び制御する機能。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>④既存システム接続機能:自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>⑦データ送受信機能:自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能</li> <li>⑨職員認証・権限管理機能:自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 中間サーバー-GW )</p>
システム11~15	
システム16~20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)新型コロナワクチン接種記録ファイル (2)統合連携DBファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表14の項            ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条            ・番号法第19条第16号(新型コロナワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)            ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)            ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項            (情報照会の根拠)            ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康こども部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(1)新型コロナワイルスワクチン接種記録ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢>	1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢>	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者		
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を適正に行う必要があるため		
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ]	<選択肢>	1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	・識別情報 <input checked="" type="checkbox"/> [個人番号] <input type="checkbox"/> [個人番号対応符号] <input checked="" type="checkbox"/> [その他識別情報(内部番号)]		
	・連絡先等情報 <input checked="" type="checkbox"/> [5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)] <input checked="" type="checkbox"/> [連絡先(電話番号等)]		
	<input checked="" type="checkbox"/> [その他住民票関係情報]		
	・業務関係情報 <input type="checkbox"/> [国税関係情報] <input type="checkbox"/> [地方税関係情報] <input checked="" type="checkbox"/> [健康・医療関係情報] <input type="checkbox"/> [医療保険関係情報] <input type="checkbox"/> [児童福祉・子育て関係情報] <input type="checkbox"/> [障害者福祉関係情報] <input type="checkbox"/> [生活保護・社会福祉関係情報] <input type="checkbox"/> [介護・高齢者福祉関係情報] <input type="checkbox"/> [雇用・労働関係情報] <input type="checkbox"/> [年金関係情報] <input type="checkbox"/> [学校・教育関係情報] <input type="checkbox"/> [災害関係情報] <input type="checkbox"/> [その他 ( ) ]		
その妥当性	1識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2連絡先等情報 正確な本人特定、予診票等に記入された情報との突合のため保有 3業務関係情報 予防接種履歴の管理を適正に行うため保有		
全ての記録項目	別添1を参照。		
⑤保有開始日	令和3年4月1日		
⑥事務担当部署	健康こども部 健康増進課		

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) [ ]行政機関・独立行政法人等 ( ) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) [○]民間事業者 ( 預防接種実施医療機関 ) [ ]その他 ( )
②入手方法		[○]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書) [○]その他 ( 電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム
③使用目的 ※		予防接種の実施に関する住民情報、接種記録及び照会等の適正な管理を図るため
④使用の主体	使用部署	健康こども部 健康増進課
	使用者数	[ ]<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <選択肢> ( 3 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない		
委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
③委託先名	株式会社ミラボ		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <選択肢> 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務		
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
③委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <選択肢> 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	
	⑥再委託事項	システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	
委託事項3			
①委託内容	統合連携サーバ運用保守委託		
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
③委託先名	日本電子計算株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <選択肢> 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない			
提供先1	市区町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項			
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線            [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙            [ ○ ] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))</p>			
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要が生じた都度			
<b>提供先2~5</b>				
提供先2	都道府県知事又は市区町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項			
②提供先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線            [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙            [ ] その他 ( )</p>			
⑦時期・頻度	情提供報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度			
<b>提供先6~10</b>				
<b>提供先11~15</b>				
<b>提供先16~20</b>				
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>			

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲						
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線				
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙				
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 (		)			
⑦時期・頻度						
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>&lt;浦安市における措置&gt; セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入出を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウィルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウィルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>
--------	--

## 7. 備考

### <ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。

・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 統合連携DBファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者	
その必要性	予防接種対象者の予防接種に関する記録の正確な管理を図る必要があるため	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<p>&lt;個人番号、その他識別情報(内部番号)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有</li> </ul> <p>&lt;5情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳から予防接種対象者ファイルに必要なデータを連携するために保有。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	令和3年4月1日	
⑥事務担当部署	健康こども部 健康増進課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input checked="" type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 民間事業者 ( 預防接種実施医療機関 ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
②入手方法		[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
③使用目的 <b>※</b>		住民基本台帳から個人番号を利用して最新の住所データを取得するため
④使用の主体	使用部署	健康こども部 健康増進課
	使用者数	[ <input type="checkbox"/> ] 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		宛名システムから入手した住民票情報を一時的に保有し、予防接種対象者ファイルで必要な情報を転送し、データ連携させる。
情報の突合		最新の住所、氏名情報を把握するため住民記録データと予防接種対象者ファイルと突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 2 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守業務		
①委託内容	システムの運用・保守業務		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2~5			
委託事項2	統合連携サーバ運用保守委託		
①委託内容	データセンターの管理運営を行う		
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度		
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<浦安市における措置>

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

## 7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。

・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1)新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 自治体コード、4. 接種券番号、5. 属性情報(氏名、生年月日、性別)、6. 接種状況(実施/未実施)、5. 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)、8. 接種日、9. ワクチンメーカー、10. ロット番号、11. ワクチン種類(※)、12. 製品名(※)、13. 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14. 証明書ID(※)、15. 証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### (2)統合連携DBファイル

1. 宛名番号、2. 履歴連番、3. 適用日、4. 世帯番号、5. 現存区分CD、6. 本名かな、7. 本名漢字、8. 生年月日、9. 性別、10. 続柄CD1、11. 続柄CD2、12. 続柄CD3、13. 続柄CD4、14. 異動日、15. 異動事由CD、16. 届出日、17. 住民となった日、18. 住民となった事由CD、19. 住定日、20. 住民で無くなった日、21. 住民で無くなった事由CD、22. 転入前住所郵便番号、23. 転入前住所町名、24. 転入前住所方書、25. 転入前住所方書非表示フラグ、26. 前住所郵便番号、27. 前住所町名、28. 前住所番地、29. 前住所方書、30. 転出確定町名、31. 転出確定方書、32. 外字フラグ、33. 世帯主名かな、34. 世帯主名漢字、35. 現住所市内住所CD、36. 現住所郵便番号、37. 現住所町名、38. 現住所方書、39. 行政区コード、40. 班コード、41. 支所コード、42. 小学校区、43. 中学校区、44. 電話番号、45. 国籍等CD、46. 国籍等名称、47. データ登録日、48. データ更新日、49. データ更新時間、50. 連携更新日時、51. アルファベット氏名かな、52. アルファベット氏名漢字、53. 外国人氏名かな、54. 外国人氏名漢字、55. 通称名かな、56. 通称名漢字、57. 併記名かな、58. 併記名漢字、59. 外国人の住民となる日、60. 旅券番号、61. 個人番号(マイナンバー)、62. 統合宛名番号、63. 削除区分、64. 地区コード

### III リスク対策 ※(7.②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)新型コロナワイルスワクチン接種記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須として、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞</p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</p> <p>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・健康管理システムにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。		
	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読み取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<健康管理システムにおける措置> ・個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないように、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。				
その他の措置の内容	<健康管理システムにおける措置> ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・操作者は個人まで特定でき、記録は永年保存している。 ・記録は定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	
①特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。	
・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。	
・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。	
・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。	
・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。	
・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	
②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。	
・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	
・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	
・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	
③ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報を取扱う契約において、契約書内に個人情報取扱特記事項として次の内容を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・適正な管理のために必要な措置を講じる</li> <li>・目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・複写又は複製の禁止</li> <li>・持ち出しの禁止</li> <li>・承諾を得てない再委託の禁止</li> <li>・資料等の返還</li> <li>・従事者への周知</li> <li>・必要に応じ隨時調査を行う</li> <li>・事故発生等における報告</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可のない再委託を禁止する。</li> <li>・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
システム調達時における業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供は、番号法に定められた事項にのみ行う。移転は、データ利用申請を求め、法的根拠が明らかな場合のみ行う。
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」入手し、記録の確認をすることができる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

・転出元市区町村への個人番号の提供

本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。

・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。

・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録入手するために、転出元市町区村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			<健康管理システムの運用における措置> ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	

## リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			<健康管理システムの運用における措置> 健康管理システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャルプライベートネットワーク))の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p><b>【物理的対策】</b> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。            ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理            ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><b>【技術的対策】</b> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。            ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。            ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。            ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。            ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。            ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。            ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。            (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)            ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。            ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。            (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)            ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。            ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、            証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 8. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	---	---	-----------------------------------

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 十分に行っている [ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入出を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウィルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウィルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

## 10. その他のリスク対策

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。
--

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)統合連携DBファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・システムを利用する職員を限定し、個人ごとにID及びパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。</li><li>・特定の職員のみログインできるシステムにおいて、ログイン履歴を管理をしているため、誰がいつ何の情報を入手したかがわかるようになっている。</li><li>・申請書等は、当事務において必要な情報のみ記載する様式としている。</li><li>・申請等の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。</li></ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<特定個人情報を入手する際の情報漏えいや紛失リスクに対する措置> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報保護や取扱いについて、年2回のセキュリティeラーニングや内部監査を行い、市のセキュリティポリシーの周知や、ITに関する一般常識、事故対応の方法等、意識を高める活動をしている。</li><li>・各業務で使用する業務システムから出力される、個人情報が記載された紙媒体については、都度シュレッダーにかけるか、施錠保管を行っている。</li></ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	統合連携DBサーバにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。</li></ul>
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は永年保存している。また記録は定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置> <ul style="list-style-type: none"><li>・アクセス権限の発効・失効は、毎年度使用者の見直しを行い、権限表の申請書を元に適切に管理を行っている。</li></ul>	

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報を取扱う契約において、契約書内に個人情報取扱特記事項として次の内容を明記している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・適正な管理のために必要な措置を講じる</li> <li>・目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・複写又は複製の禁止</li> <li>・持ち出しの禁止</li> <li>・承諾を得ていない再委託の禁止</li> <li>・資料等の返還</li> <li>・従事者への周知</li> <li>・必要に応じ隨時調査を行う</li> <li>・事故発生等における報告</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
システム調達時における業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。	

## 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[ ○ ] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>
		1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクを想定した安全管理体制をセキュリティポリシーで謳っている。</li> <li>・漏えい・滅失・毀損を想定した情報セキュリティに関する安全管理規程をセキュリティポリシーで謳っている。</li> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を想定した安全管理体制・規程を年2回のセキュリティeラーニングや内部監査にて、職員へ周知を行っている。</li> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、サーバを堅牢なデータセンターへ設置している。データセンターへは事前の申請でのみ入館可能で、建物の入り口で荷物検査があり、サーバ室へは顔認証による入室管理がなされており、強固なセキュリティ管理がなされている。また、庁舎内にあるサーバ室は、入退室管理簿によって管理されており、サーバ室内はカメラによって執務室から常に監視できるようになっている。紙媒体に関しては、不要な場合は都度シュレッダーをかけ、保管する場合は施錠管理を行っている。</li> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、ウィルス対策ソフトの導入と、不正アクセス対策を実施している。職員のパソコンはUSB等の電磁記録媒体が使用できない状態となっており、業務上必要な時は、使用可能な専用パソコンにて、ウィルスソフトにて確認後、使用可能となっている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、府内ネットワークのファイルサーバは1日3回のバックアップを行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[           十分である           ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                          2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;特定個人情報の漏えい、滅失、毀損のリスクに対する措置&gt;</p> <p>・個人情報が記載されている紙媒体については、都度シュレッダーをかけるか、年4回、機密文書を全庁でまとめて溶解処理にて処分を行っている。</p>	

## 8. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[      ] 外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[      十分に行っている      ]

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

具体的な方法

職員等(非常勤職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修、内部監査、eラーニングにより意識の向上を行っている。  
・新規で構築したシステムのサーバやインターネットに公開しているサーバに対するセキュリティチェックを外部監査にて行う。

## 10. その他のリスク対策

—

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
②請求方法	情報公開室又は市ホームページからダウンロードできる「個人情報開示請求書」に必要事項を記載し提出する。なお、身分証明書等により本人等の確認を行う。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号279-0004 千葉県浦安市猫実一丁目2番5号 浦安市健康こども部健康増進課 電話番号 047-351-1111
②対応方法	・問い合わせ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、必要な対応を行い総務部法務文書課へ報告する。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和6年3月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)に市内に居住している者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村に対し接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。  ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村に対し接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者の登録、管理 ・接種券発行登録・接種記録の管理 ・他市区町村への接種記録の照会・提供	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]その他( )	[ ]情報提供ネットワークシステム [ O ]庁内連携システム [ ]その他( )	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[ O ]既存住民基本台帳システム [ ]その他( )	[ ]既存住民基本台帳システム [ O ]その他(統合連携DBサーバ )	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		統合連携DBサーバ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		宛名システムから提供された宛名データを庁内の他の業務システムに連携されるための機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続		[ O ]庁内連携システム [ O ]宛名システム等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		団体内統合宛名システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		・宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ・住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う機能。 ・統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続		[ O ]庁内連携システム [ O ]既存住民基本台帳システム [ O ]その他(中間サーバーGW、統合連携DBサーバ)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		中間サーバー-GW	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		①中間サーバーとの連携時における各業務宛名番号から団体内統合宛名番号へ変換する機能。 ②文字コードを変換する機能。 ③中間サーバーとの通信監理及び制御する機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続		[ ○ ]宛名システム等 [ ○ ]その他(中間サーバー )	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		中間サーバー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能: 自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターネットシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能: 自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日			⑩システム管理機能: パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。		
令和4年7月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続		[ ○ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ]その他(中間サーバー-GW )	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	(1)新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル (2)統合連携DBファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年7月22日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 番号法別表第1の10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 别表一 10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	形式的な文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会:番号法第19条第8号、別表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第8号、別表第二 16 の2項、16の3項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :16の2、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) :16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) :第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	形式的な文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康こども部 新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト	健康こども部 健康増進課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更に該当しない
令和4年7月22日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	主幹	健康増進課長	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更に該当しない
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	(1)新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	事後	形式的な文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[ ]連絡先(電話番号等) [ ]その他住民票関係情報	[ ○ ]連絡先(電話番号等) [ ○ ]その他住民票関係情報	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	浦安市 健康こども部 新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト	健康こども部 健康増進課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更に該当しない
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[ ○ ]評価実施機関内の他部署( ) [ ○ ]地方公共団体・地方独立行政法人( ) [ ○ ]民間事業者( )	[ ○ ]評価実施機関内の他部署(市民課 ) [ ○ ]地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村) [ ○ ]民間事業者(予防接種実施医療機関 )	事後	形式的な文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]紙 [ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ]その他(ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	[ ○ ]紙 [ ○ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ]その他(ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	浦安市 健康こども部 新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト	健康こども部 健康増進課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更に該当しない
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの

令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。）	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1 件	3 件	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	ワクチン接種記録システム(VRS)の管理等業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名		富士通Japan株式会社	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無		再委託する	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法		再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項		システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		統合連携サーバ運用保守委託	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		データセンターの管理運営を行う	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名		日本電子計算株式会社	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無		再委託しない	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 1 )件	[○] 提供を行っている ( 2 )件	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2		都道府県知事又は市区町村長	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠		番号法第19条第8号及び別表第二:16の2、16の3の項	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途		予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報		予防接種法による予防接種の実施に関する情報	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法		[〇]情報提供ネットワークシステム	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度		情報提供報ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があつた都度	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入出を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日			<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 ・クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。		
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名		(2)統合連携DBファイル	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①ファイルの種類		システム用ファイル	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性		予防接種対象者の予防接種に関する記録の正確な管理を図る必要があるため	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目		10項目以上50項目未満	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		[〇]個人番号 [〇]その他識別情報(内部番号) [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性		<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 <4情報> ・住民基本台帳から予防接種対象者ファイルに必要なデータを連携するために保有。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目		別添1を参照。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日		令和3年4月1日	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署		健康こども部 健康増進課	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元		[〇]評価実施機関内の他部署(市民課 )	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		[〇]庁内連携システム	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的		住民基本台帳から個人番号を利用して最新の住所データを取得するため	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体		健康こども部 健康増進課 10人以上50人未満	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		宛名システムから入手した住民票情報を一時的に保有し、予防接種対象者ファイルで必要な情報を転送し、データ連携させる。  最新の住所、氏名情報を把握するため住民記録データと予防接種対象者ファイルと突合する。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日		令和3年4月1日	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無		委託する 2 件	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名		富士通Japan株式会社	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無		再委託する	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法		再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項		システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		統合連携サーバ運用保守委託	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容		データセンターの管理運営を行う	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名		日本電子計算株式会社	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無		再委託しない	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無		[○]行っていない	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去		<浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	※ワクチン接種記録システム(VRS)に関する記録項目 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回数(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号	(1)新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル 1.個人番号、2.宛名番号、3.自治体コード、4.接種券番号、5.属性情報(氏名、生年月日、性別)、6.接種状況(実施/未実施)、5.接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)、8.接種日、9.ワクチンメーカー、10.ロット番号、11.ワクチン種類(※)、12.製品名(※)、13.旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、14.証明書ID(※)、15.証明書発行年月日(※)  ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの

			(2)統合連携DBファイル 1. 宛名番号、2. 履歴連番、3. 適用日、4. 世帯番号、5. 現存区分CD、6. 本名かな、7. 本名漢字、8. 生年月日、9. 性別、10. 続柄CD1、11. 続柄CD2、12. 続柄CD3、13. 続柄CD4、14. 異動日、15. 異動事由CD、16. 届出日、17. 住民となった日、18. 住民となった事由CD、19. 住定日、20. 住民で無くなった日、21. 住民で無くなった事由CD、22. 転入前住所郵便番号、23. 転入前住所町名、24. 転入前住所方書、25. 転入前住所方書非表示フラグ、26. 前住所郵便番号、27. 前住所町名、28. 前住所番地、29. 前住所方書、30. 転出確定町名、31. 転出確定方書、32. 外字フラグ、33. 世帯主名かな、34. 世帯主名漢字、35. 現住所市内住所CD、36. 現住所郵便番号、37. 現住所町名、38. 現住所方書、39. 行政区コード、40. 班コード、41. 支所コード、42. 小学校区、43. 中学校区、44. 電話番号、45. 国籍等CD、46. 国籍等名称、47. データ登録日、48. データ更新日、49. テータ更新時間、50. 連携更新日時、51. アルファベット氏名かな、52. アルファベット氏名漢字、53. 外国人氏名かな、54. 外国人氏名漢字、55. 通称名かな、56. 通称名漢字、57. 併記名かな、58. 併記名漢字、59. 外国人の住民となる日、60. 旅券番号、61. 個人番号(マイナンバー)、62. 統合宛名番号、63. 削除区分、64. 地区コード		
令和4年7月22日					
令和4年7月22日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	(1)新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	事後	形式的な文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することとて、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日			(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。		
令和4年7月22日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム> ・入手した特定個人情報については、限られた端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限られた端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの

			<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>		
令和4年7月22日			<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> <li>・また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> <li>・さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</li> </ul>		
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読み取り端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	<p>&lt;健康管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場等では、接種券番号の読み取り端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種券番号の読み取り端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<p>&lt;健康管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない

令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>&lt;健康管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。</li> <li>・操作者は個人まで特定でき、記録は永年保存している。</li> <li>・記録は定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</li> </ul>	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
-----------	--	---	---	----	---------------------------

(別添2)変更箇所(2)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やハッシュコード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンドロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やハッシュコード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンドロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置を講ずること。	個人情報を取扱う契約において、契約書内に個人情報取扱特記事項として次の内容を明記している。  ・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正な管理のために必要な措置を講じる ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・持ち出しの禁止 ・承諾を得ていない再委託の禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知 ・必要に応じ随時調査を行う ・事故発生等における報告	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている  ・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付閑連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付閑連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いにおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		システム調達時における業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事後	評価の再実施のため

			<健康管理システムの運用における措置> ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日			(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。		評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<健康管理システムの運用における措置> 健康管理システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されたため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行った際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に応じた情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日			<中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。		評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network)（ヴァーチャルプライベートネットワーク）の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離することで、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うこと、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム&gt; 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> </p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt;</p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	<p>事後</p> <p>一部事前 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの</p>
令和4年7月22日		<p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国・都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	<p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国・都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	
令和4年7月22日		<p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、</li> <li>・証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> <li>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>		

令和4年7月22日	III リスク対策 8. 監査	[ ]内部監査	[ ○ ]内部監査	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	<浦安市における措置> ・職員等(非常勤職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修、内部監査、eラーニングにより意識の向上を行っている。 ・新規で構築したシステムのサーバやインターネットに公開しているサーバに対するセキュリティチェックを外部監査にて行う。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定によるもの
令和4年7月22日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名		(2)統合連携DBファイル	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容		・システムを利用する職員を限定し、個人ごとにID及びパスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 ・特定の職員のみログインできるシステムにおいて、ログイン履歴を管理をしているため、誰がいつ何の情報を入手したかがわかるようになっている。 ・申請書等は、当事務において必要な情報のみ記載する様式としている。 ・申請等の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人確認書類を確認することで、対象者以外の予防接種履歴等の情報入手を防止している。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクへの対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<特定個人情報を入手する際の情報漏えいや紛失リスクに対する措置> ・個人情報保護や取扱いについて、年2回のセキュリティeラーニングや内部監査を行い、市のセキュリティポリシーの周知や、ITに関する一般常識、事故対応の方法等、意識を高める活動をしている。 ・各業務で使用する業務システムから出力される、個人情報が記載された紙媒体については、都度シュレッダーにかけるか、施錠保管を行っている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容		統合連携DBサーバにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理		行っている ・個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容		システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は永年保存している。また記録は定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置		<従業者が事務外で使用するリスクに対する 措置> ・アクセス権限の発効・失効は、毎年度使用者 の見直しを行い、権限表の申請書を元に適切 に管理を行っている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定		定めている  個人情報を取扱う契約において、契約書内に 個人情報取扱特記事項として次の内容を明記 している。  ・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正な管理のために必要な措置を講じる ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・持ち出しの禁止 ・承諾を得ていない再委託の禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知 ・必要に応じ随時調査を行う ・事故発生等における報告	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保		再委託していない	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリ スク及びそのリスクに対する措 置		システム調達時における業者の選定につい て、ISMSやプライバシーマークなど、情報セ キュリティ又は個人情報保護に関する第三者 認証を取得していることを条件としている。	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ①事故発生時手順の策定・周 知		十分に行っている	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に關 する重大事故が発生したか		発生なし	事後	評価の再実施のため

令和4年7月22日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクを想定した安全管理体制をセキュリティポリシーで謳っている。</li> <li>・漏えい・滅失・毀損を想定した情報セキュリティに関する安全管理規程をセキュリティポリシーで謳っている。</li> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を想定した安全管理体制・規程を年2回のセキュリティラーニングや内部監査にて、職員へ周知を行っている。</li> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、サーバを堅牢なデータセンターへ設置している。データセンターへは事前の申請でのみ入館可能で、建物の入り口で荷物検査があり、サーバ室へは顔認証による入室管理がなされており、強固なセキュリティ管理がなされている。また、庁舎内にあるサーバ室は、入退室管理簿によって管理されており、サーバ室内はカメラによって執務室から常に監視できるようになっている。紙媒体に関しては、不要な場合は都度シュレッダーをかけ、保管する場合は施錠管理を行っている。</li> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、ウイルス対策ソフトの導入と、不正アクセス対策を実施している。職員のパソコンはUSB等の電磁記録媒体が使用できない状態となっており、業務上必要な時は、使用可能な専用パソコンにて、ウイルスソフトにて確認後、使用可能となっている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、庁内ネットワークのファイルサーバは1日3回のバックアップを行っている。</li> </ul>	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>&lt;特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクに対する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が記載されている紙媒体については、都度シュレッダーをかけるか、年4回、機密文書を全庁でまとめて溶解処理にて処分を行っている。</li> </ul>	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 8. 監査		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	評価の再実施のため
令和4年7月22日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている  <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等(非常勤職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修、内部監査、eラーニングにより意識の向上を行っている。</li> <li>・新規で構築したシステムのサーバやインターネットに公開しているサーバに対するセキュリティチェックを外部監査にて行う。</li> </ul>	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
令和4年7月22日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	浦安市 健康センター 〒279-0004 千葉県浦安市猫実一丁目2番5号 TEL047-381-9053(直通)	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	浦安市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	情報公開室又は市ホームページからダウンロードできる「個人情報開示請求書」に必要事項を記載し提出する。なお、身分証明書等により本人等の確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	浦安市 健康センター 〒279-0004 千葉県浦安市猫実一丁目2番5号 TEL047-381-9053(直通)	郵便番号279-0004 千葉県浦安市猫実一丁目2番5号 浦安市健康こども部健康増進課 電話番号 047-351-1111	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問い合わせの受付時に受付表を作成し、対応について記録を残す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。</li> <li>・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、必要な対応を行い総務部法務文書課へ報告する。</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年7月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ②実施日	令和3年4月1日	令和4年6月30日	事後	評価の再実施のため
令和5年11月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年6月30日	令和5年10月20日	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年2月6日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表一 10の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表14の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第10条</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事後	番号法改正に伴う変更

令和8年2月6日	I 基本情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :16の2、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) :16の2、17、18、19の項  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :第12条の2、第12条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) :第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1識別情報 対象者を正確に特定するためには保有 2連絡先情報 正確な本人特定、予診票等に記入された情報との突合のため保有 3業務関係情報 預防接種履歴の管理を適正に行うため保有	1識別情報 対象者を正確に特定するためには保有 2連絡先等情報 正確な本人特定、予診票等に記入された情報との突合のため保有 3業務関係情報 預防接種履歴の管理を適正に行うため保有	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二:16の2、16の3の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和8年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<個人番号、その他識別情報(内部番号)> ・本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 <4情報> ・住民基本台帳から預防接種対象者ファイルに必要なデータを連携するために保有。	1識別情報 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 2連絡先等情報 住民基本台帳から預防接種対象者ファイルに必要なデータを連携するために保有。	事後	評価再実施に伴う変更
令和8年2月6日	V 評価実施手続 5. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年10月20日	令和6年3月31日	事後	評価再実施に伴う変更